

## 徳島県診療所等賃上げ支援事業実施要領

### 1 本要領の目的

本要領は、徳島県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業補助金交付要綱第18条の規定に基づき、診療所等賃上げ支援事業（以下「本事業」という。）に係る補助金の交付に関し、必要な事項について定めるものとする。

### 2 事業の概要

本事業は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等の従事者の処遇の改善につなげるため、診療所、薬局及び訪問看護ステーションに対して賃上げに必要な経費を支援し、もって地域医療提供体制の確保を図る。

### 3 補助対象

本事業の補助対象者及び対象事業は、次のとおりとする。

#### (1) 補助対象者

徳島県内に所在する有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、薬局及び訪問看護ステーションであって、健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設とする。ただし、以下の要件を満たす必要がある。

- ア 有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションにあつては、令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※1）を届け出ていること。
- イ 薬局にあつては、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）すること。
- ウ 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のみ診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）する施設。

#### (2) 対象事業

対象事業者が給付金を活用して、次項に定める対象職員の賃金改善を行う事業とする。

#### (3) 賃上げ支援の対象者

本事業による賃上げ支援の対象者は、対象医療機関等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、次に掲げる者以外であること。

- ア 対象医療機関等の管理者（薬局の管理薬剤師を含む）

- イ 対象医療機関等を開設する法人の理事長、  
対象医療機関等を運営する個人事業主
- ウ 薬局の開設者

- (※1) 「外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料 (医科)」、「入院ベースアップ評価料 (歯科)」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。
- (※2) 「賃金改善報告書」(別紙様式2)において令和8年6月1日から令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告することとする。なお、現在、当該評価料は内容が検討されているところであり、今後、変更があり得ることから、当該評価料の対象とならなかった施設の取扱いは、返還も含めて、厚生労働省医政局医療経営支援課(薬局については医薬局総務課)と協議の上、決定する。

#### 4 交付要件

##### (1) 賃金改善(※)の内容

原則として、本事業の支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。)を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

- (※) 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。
- (※) 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。
- (※) 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金)を財源として行っている部分に充てることができない。

##### (2) 留意事項

本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目(業績等に

応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていないこと。また、例えば、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関等のみ賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。

その上で、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種(例:医師・歯科医師等)への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種(例:看護補助者等)に対しては、重点的に配分することが考えられる。

なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合(※)、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

(※)現時点でベースアップ評価料の対象とすることが検討されている職種

- ・ 事務職員
- ・ 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師  
(40歳以上の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師は、現在のベースアップ評価料の対象になっておらず、現時点で対象に含めることは検討されていない。)

## 5 補助の流れ

- (1) 補助事業者は、県が別途指示する日までに補助金交付申請書(様式第1号)、経費所要額調(様式第2号)及び事業計画書(別紙様式1)を県に提出する。
- (2) 県は交付申請書等を精査し、必要に応じて補助事業者と調整を行う。
- (3) 県は補助金申請者に対して補助金交付決定を行う。
- (4) 補助事業者は、事業完了後、速やかに実績報告書(様式第4号)及び賃金改善報告書(別紙様式2)を県に提出しなければならない。特に、本事業については、遅くとも令和8年8月1日までに、実績報告書を提出するものとする。
- (5) 県は、実績報告書を受領後、額の確定を行う。
- (6) 県は、原則として精算払いにより補助金を交付する。ただし、県が必要と認める場合は概算払いをすることができる。補助事業者は、補助金を請求する場合、補助金請求書(様式第5号)に交付決定書を添付して県に提出する。

## 6 補助金の返還について

ア 本事業で概算払いを行った場合、賃上げに必要な経費を予め対象医療機関等に補助したうえで、対象医療機関等がこれを活用して令和8年3月までの間に賃金改善を実施し、6月1日からベースアップを実施したことを確認する。

具体的には、令和8年8月1日までに「賃金改善報告書」(別紙様式2)を県に提出し、県において補助金額の全部が、「4 交付要件(1)賃金改善の内容」に充てられていることを確認する。

イ アの確認の結果、補助金額の全部又は一部が「4 交付要件(1)賃金改善の内容」に充てられていなかった場合は、支給額の全部又は一部を減額して交付額を確定し、減額分の返還を求める。

ウ 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合(本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。)は支給対象外とする。また、給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合は給付金の全部の返還を求める。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、県においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

エ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合は給付金の全部の返還を求める。

## 7 附則

この要領は、令和8年2月24日から施行し、令和7年4月1日以後に行う事業について適用する。